



# 女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約

配布：一般  
2015年8月3日

原文：英語

(内閣府 仮訳)

## 女子差別撤廃委員会

### 一般勧告第33号 女性の司法へのアクセス

#### 目次

	<i>Page</i>
I. 序論及び範囲	2
II. 女性の司法へのアクセスに関する一般的な問題及び勧告	4
A. 司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、救済措置の提供及び説明責任	4
B. 差別的な法律、手続及び慣行	9
C. 司法制度における固定観念化とジェンダー差別及び能力構築の重要性	10
D. 固定観念化の影響についての教育及び意識向上	11
E. 法律扶助及び公的弁護	12
F. 資源	13
III. 具体的法律分野に関する勧告	13
A. 憲法	13
B. 民法	14
C. 家族法	14
D. 刑法	15
E. 行政・社会・労働法	17
IV. 特定機構に関する勧告	17
A. 専門的司法／準司法制度及び国際／地域司法制度	17
B. 裁判外紛争解決手続	18
C. 国内人権機関及び行政監察官事務所	19
D. 多元的司法制度	19
V. 条約に対する留保の撤回	20
VI. 条約の選択議定書の批准	21



## I. 序論及び範囲

1. 女性の司法へのアクセスの権利は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づいて保護される全ての権利の実現にとって欠かせないものである。これは、司法制度の独立性、公平性、完全性及び信頼性、不処罰及び腐敗との闘い、並びに司法その他の法律実施機構への女性の平等な参加とともに、法の支配と優れた統治における基本的要素である。司法へのアクセスの権利には様々な側面がある。司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、救済措置の提供そして説明責任である。本一般勧告の解釈上、特に具体的に記されない限り、「女性」というときには全て女性と女兒が含まれると理解されるべきである。
2. 本一般勧告において、本委員会は女性の司法へのアクセスを確保するための締約国の義務について検証する。この義務には、個人として、また権利保有者としての女性のエンパワーメントを目的とした、あらゆる形態の差別に対する女性の権利保護が含まれる。効果的な司法へのアクセスは、法のもつ解放及び変革の可能性を最大限に高める。
3. 現実に本委員会は、司法へのアクセスにおけるあらゆる側面に関して、締約国が管轄権を行使して効果的な保護を行っていないことも含め、女性が平等の原則に基づいて司法へのアクセスの権利を実現しようとするときに妨げとなる数々の障害や制限を観察している。こうした障害は、ジェンダーに関する固定観念、差別的な法律、交差的又は複合的差別、手続及び証拠に関する要件及び慣行、並びに司法機構が全ての女性にとって物理的、経済的、社会的かつ文化的に利用可能となるように系統的に確保されていないことなどに起因する、差別と不平等という構造的環境において発生する。これらの障害は全て女性の人権の持続的侵害となる。
4. 本一般勧告の範囲には、専門的機構及び準司法機構を含む、司法制度のあらゆるレベルにおける、女性にとっての司法手続及び司法の公平性が含まれる。準司法機構には、法的効力を持ち、法律上の権利、義務及び特権に影響を及ぼす可能性のある、裁判所によるものと同様の行政機関の全ての措置が含まれる。
5. 司法へのアクセスの権利は多元的司法制度も対象とする。「多元的司法制度」という語は、締約国内での、国家の法律、規制、手続及び決定と、宗教的、慣習的、固有の、又は共同体の法律や慣行との共存を指す。したがって多元的司法制度には、公式であれ非公式なものであれ、国家的であれ非国家的なものであれ、あるいは混在するものであれ問わず、女性が司法へのアクセスの権利を行使しようとするときに接する複数の法源が含まれる。宗教的、慣習的、固有の、及び共同体の司法制度 — 本一般勧告においては伝統的司法制度という — は国家により正式に認められている場合もあり、明確な地位の有無を問わず国家の黙認を得て運用されている場合もあり、あるいは国家の規制枠組みの外で機能している場合もある。
6. 国際的・地域的人権条約及び宣言、並びにほとんどの憲法には、法の前での男女及び／又はジェンダー平等に関する保障と誰もが平等な法律の保護を受けるように確保する義務が盛り込まれている<sup>1</sup>。条約第15条では、男女は法律の前に平等であり、平等な法律の保護を受けなければならないとしている。第2条では、締約国は差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護する

<sup>1</sup> 例えば、世界人権宣言第7条及び8条、市民的、政治的権利に関する国際規約第2条及び14条、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約第2条(2)及び3条参照。地域レベルでは、人権及び基本的自由の保護に関する条約(ヨーロッパ人権条約)、米州人権条約、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章など、すべて関係規定が盛り込まれている。

ために、権限のある自国の裁判所その他の公の機関の設置を通じてなど、生活のあらゆる分野での実質的な男女平等を保障するための全ての適当な措置をとらなければならないと定めている。同規定の内容及び適用範囲については、本委員会の一般勧告第 28 号「女子差別撤廃条約第 2 条に基づく締約国の主要義務」に詳しく記載されている。条約第 3 条では、女子が男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し、享受できるよう保障するための適当な措置の必要性を挙げている。

7. 差別は女性の性別及びジェンダーに基づいて行われることもある。ジェンダーとは、男女に対し社会的に構成されたアイデンティティ、属性及び役割のことであり、また、生物学的差異に対して社会が与える文化的意味のことを指し、司法制度と司法機関においてはこれが常に反映されている。条約第 5 条 (a) に基づいて締約国は、女性による権利の行使及び主張を妨げ、効果的な救済手段の利用を阻害する原因となる、ジェンダー固定観念を始めとした社会的及び文化的障壁を明らかにして取り除く義務を有している。

8. ジェンダー固定観念、不名誉、有害で父権的な文化規範そして、とりわけ女性に影響を及ぼす、ジェンダーに基づく暴力に根差した女性に対する差別は、男性との平等を基礎とした女性の司法へのアクセス能力に悪影響をもたらしている。加えて、女性に対する差別は交差的要因によって複雑化しており、一部の女性は男性や他の女性とは異なる程度にまで、あるいは男性や他の女性とは異なる形で影響を受けている。交差的又は複合的差別の理由として、民族性／人種、先住民又は少数民族としての地位、肌の色、社会経済的地位及び／又はカースト、言語、宗教又は信仰、政治的意見、国籍、婚姻及び／又は出産歴、年齢、都市部／地方、健康状態、障害、財産所有、並びにレズビアン、バイセクシャル又はトランスジェンダーの女性若しくはインターセックスとしてのアイデンティティなどがあるだろう。こうした交差的要因が当該集団に属する女性の司法へのアクセスをいっそう困難にしている<sup>2</sup>。

9. 女性の司法へのアクセスをいっそう困難にしているその他の要因に、非識字、人身売買、武力紛争、難民申請者・国内避難民・無国籍者・移民・女性世帯主・寡婦・HIV 感染者としての地位、自由剥奪、売春の犯罪化、地理的遠隔性、権利のために闘っている女性への非難などもある。こうした人権擁護の活動家や組織は、その活動ゆえに頻繁に標的とされることを強調しておかなければならず、彼女たちの司法へのアクセスの権利は保護されなければならない。

10. 本委員会は、特定集団の女性に関しての司法へのアクセスに対する交差的形態の差別の悪影響について、非効果的な救済も含め、多くの例を記録している。このような集団に属する女性は、侮辱、非難、逮捕、本国送還、拷問、あるいは法執行官によるものも含め、その他の形態の危害を加えられることを恐れて当局に権利侵害を通報しない場合が多い。本委員会はまた、当該集団の女性が告訴した場合に当局は、捜査し、犯人を起訴し、処罰し及び／又は救済を行うときに相当な注意をもって行動しないことが多いことにも注目した<sup>3</sup>。

11. 条約第 2 条 (c)、3 条、5 条 (a) 及び 15 条に加えて、締約国はさらに、全ての女性に対して、利用できる権利や救済手段とそれらを利用する方法についての教育や情報へのアクセス、並びに管轄権のある、ジェンダーに敏感な紛

<sup>2</sup> 一般勧告第 28 号の paragraph 18 参照。

<sup>3</sup> 例えば、バハマ (CEDAW/C/BHS/CO/1-5、paragraph 25 (d))、コスタリカ (CEDAW/C/CRI/CO/5-6、paragraph 40-41)、フィジー (CEDAW/C/FJI/CO/4、paragraph 24-25)、キルギスタン (A/54/38/Rev.1、第 1 部 paragraph 127-128)、韓国 (CEDAW/C/KOR/CO/6、paragraph 19-20 及び CEDAW/C/KOR/CO/7、paragraph 23 (d)) 及びウガンダ (CEDAW/C/UGA/CO/7、paragraph 43-44) に関する最終見解参照。

争解決制度の利用、また効果的な適時の救済手段の平等な利用を確保するという、条約に基づく義務も有している<sup>4</sup>。

12. 女性が司法へのアクセスにおいて直面する障害を乗り越えるために講じる必要のある対策に関する本委員会の見解及び勧告は、締約国の報告書の検討、個人通報の分析、並びに条約の選択議定書に基づく調査を踏まえ報告する。加えて、他の国連人権機構、各国の人権機関、地域に密着した女性団体を始めとする市民団体、及び学術研究者による司法へのアクセスに関する研究も参考に行っている。

## II. 女性の司法へのアクセスに関する一般的な問題及び勧告

### A. 司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、救済措置の提供及び説明責任

13. 本委員会は、裁判所や準司法機関の主要都市集中、農村や僻地では利用できないこと、利用するために必要な時間及び費用、手続の複雑さ、障害をもつ女性にとっての物理的障壁、法律扶助を含む質の高い、ジェンダー問題に対応した法的助言を得られないこと、並びにしばしば指摘されている司法制度の質における不備（例えば教育不足を原因とするジェンダーに敏感でない判決又は決定、手続の遅延や過剰に長期にわたる手続期間、腐敗など）、これら全てが女性の司法へのアクセスを妨げていることを注視してきた。

14. それゆえに相互に関連する6つの本質的要素 — 司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、被害者救済措置の提供及び説明責任 — が司法へのアクセスを確保するために必要である。現在の法律、社会、文化、政治及び経済状況の違いによって必然的に、各締約国にこれらの要素を当てはめるときには差異が生じるのであるが、基本的な原理は普遍的関連性をもつものであり、直ちに適用することができる。したがって、

(a) 司法判断適合性においては、女性による司法への制限のない自由なアクセス、並びに条約に基づく法的権利として権利を主張する能力とこうした力を与えることが求められる。

(b) 利用可能性においては、締約国内全土の都市部、農村及び僻地における裁判所、準司法機関又はその他の機関の設置、並びにその維持と資金供給が求められる。

(c) 利用しやすさにおいては、正規及び準司法ともに、全ての司法制度が女性にとって安全で、手頃な料金で利用でき、物理的にアクセス可能であり、交差的又は複合的形態の差別に直面している女性も含めた女性のニーズに適応しており適切なものであるようにすることが求められる。

(d) 司法制度の良質性においては、制度の全ての要素が権限、効率性、独立性及び公平性に関する国際基準に従っており<sup>5</sup>、強制的に実施され、全ての女性にとって持続可能なジェンダーに敏感な紛争解決につながる、適切で効果的な救済策が適時に提供されるようになっていくことが求められる。このほか司法制度が状況に即したものであり、動的で、参加型のものであり、革新的で実用的な方策を進んで採用し、ジェンダーに敏感で、司法に対して高まる女性の需要を考慮したものであるようになることも求められる。

<sup>4</sup> 特に、一般勧告第19号、21号、23号、24号、26号、27号、29号及び30号参照。

<sup>5</sup> 総会で承認された決議40/32の司法の独立に関する基本原則参照。

(e) 救済措置の提供においては、司法制度が、女性が被る被害に対して実行可能な保護と意味のある救済を行うことが求められる（第2条参照）。並びに

(f) 司法制度の説明責任は、司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性及び救済措置の提供という原則に従って機能することを保証するための監視によって確保される。司法制度の説明責任というときには、司法の専門家の行動並びに彼らが法律に違反した場合の法的責任について監視することもいう。

15. 司法判断適合性について、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 権利及び相関的な法的保護が認識されて法律に組み入れられるように確保し、司法制度のジェンダーへの反応性を改善する。

(b) 女性による司法制度の自由な利用を高め、これにより彼女たちが法理上及び事実上の平等を実現できるようにする。

(c) 司法の専門家がジェンダーに敏感な姿勢で事件を扱うように確保する。

(d) 司法の独立性、公平性、完全性及び信頼性を確保し、不処罰の撲滅を目指す。

(e) 司法へのアクセスにおける女性に対する差別撤廃の重要な要素としての司法制度の腐敗に取り組む。

(f) 司法・準司法制度におけるあらゆる機関及びレベルの専門家や司法関連のサービス提供者として女性が参加するときに障壁となるものに立ち向かい、これを取り除き、司法及びその他の法律実施機構において女性が平等に治安判事、裁判官、検察官、国選弁護人、弁護士、遺産管理人、調停人、法執行官、司法官及び刑務官、専門的実務家として、またその他の専門家として参加するように確保するための、暫定的な特別措置を始めとする手段を講じる。

(g) 力関係によって女性が裁判で事件の公正な扱いを受ける機会を奪われている全ての分野において、当事者間の平等を確保するために挙証責任に関する規則を改正する。

(h) 市民団体や地域密着型組織と協力して、女性の司法へのアクセスを支援する持続可能な体制を構築し、非政府組織や市民団体に対して女性の権利に関する訴訟に参加するよう奨励する。

(i) 女性の人権擁護活動家が司法制度を利用できるようにし、嫌がらせ、脅迫、報復及び暴力からの保護を受けられるように確保する。

16. 司法制度の利用可能性について、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 僻地、農村及び孤立地域を含め、締約国の全領土にわたって、差別的なく司法にアクセスする女性の権利を保障する裁判所、審判所及びその他の機関の必要に応じての創設、維持及び発展を確保し、特に僻地、農村及び孤立地域に住む女性のための、移動裁判所の設置、並びに実現可能であれば近代的な情報技術手段の創造的な利用を検討する。

(b) 女性に対する暴力事件においては、資金援助、被害者支援センター、シェルター、ホットライン並びに医療サービス、心理社会的サービス及びカウンセリングサービスを利用できるように確保する。

(c) 当事者適格に関する規則において、所定の訴訟について利害関係のある集団や市民団体が申立を行い、手続に参加できるように確保する。

(d) 司法制度が適切に機能するように確保し、司法の専門家による女性に対する差別に対処するための独立調査官による監視制度を設ける。

17. 司法制度の利用しやすさについて、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 法律扶助を行うことにより司法に対する経済的障壁を取り除き、低所得の女性については文書発行・提出料金並びに裁判費用が減じられ、貧しい暮らしを送っている女性については免除されるように確保する。

(b) 必要に応じて独立した専門の翻訳・通訳サービスを提供することにより言語の障壁を取り除き、読み書きのできない女性に対しては司法及び準司法手続についての十分な理解を保障するために個別の支援を提供する。

(c) 的を絞った支援活動を発展させ、例えば女性専用の特定の部門や案内所を通じて、利用可能な司法制度、手続及び救済についての情報を様々な形で、また地域社会で用いられている言語も使用して広める。このような活動や情報は住民の中の全ての民族及び少数民族集団にとって適切であり、当該集団、特に女性団体その他の関係団体の女性と緊密に協力して計画されるべきである。

(d) あらゆるレベルにおける女性の司法制度利用を高めるためにインターネット及びその他の情報通信技術（ICT）へのアクセスを確保し、法廷審問を開きやすくし、利害関係者間のデータ及び情報の共有、収集及び支援を促進するために、テレビ会議を始めとするインターネット基盤の開発を検討する。

(e) 司法・準司法機関の物理的環境や立地場所及びその他のサービスが全ての女性にとって快適なものであり、安心でき、利用しやすいものであるように確保すると同時に、司法機関の構成要素としてのジェンダー部門の設置を検討し、十分な手段をもたない女性のための司法・準司法機関までの交通費及びその他のサービス費用の補償について特に配慮する。

(f) 女性が司法制度を利用するときに踏まなければならない手順を少なくするために、様々な法律及び社会サービスを取り扱う「ワンストップセンター」などの司法アクセスセンターを設置する。このようなセンターでは、法的助言や法律扶助を提供し、法的手続を開始し、女性への暴力、家族問題、保健、社会保障、雇用、財産、移住などの分野での女性に対する支援サービスを調整することができる。このようなセンターは、貧しい暮らしを送る及び／又は農村や僻地に住む女性を含め、全ての女性にとって利用しやすいものでなければならない。

(g) 障害をもつ女性のための司法制度の利用について特に配慮する。

18. 司法制度の良質性について、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 司法制度の質が高く、権限、効率性、独立性及び公平性に関する国際基準、並びに国際法学を遵守するように確保する。

(b) 女性の司法へのアクセスを評価する指標を採用する<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 例えば、女性に対する暴力に関する国際連合指標（E/CN.3/2009/13 参照）及び 2013 年 5 月 21 日に採択された、女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約（Belém do Pará 条約）の実施状況を評価するための進捗指標参照。

(c) 必要であれば広範囲にわたる機構改革への投資を含め、司法における手法や枠組みの刷新・変革を確実に進める。

(d) 強制的に実施され、全ての女性にとって持続可能なジェンダーに敏感な紛争解決につながる、適切で効果的な救済策を適時に提供する。

(e) 証拠に関する規則、捜査及びその他の法的・準司法手続が公平なもので、ジェンダー固定観念又は偏見による影響を受けないようにする体制を実現する。

(f) 女性のプライバシー、安全及びその他の人権を守る必要がある場合、適正な注意及び公正な手続に従った方法で法的手続の全部又は一部を非公開で行えるよう確保し、並びに関係当事者しかその内容を知ることができないように遠隔、又は通信機器を使用して証言できるように確保する。裁判手続の全段階において当該女性の身元を保護するための偽名の使用その他の措置が認められるべきである。締約国は、女児や女性の尊厳、感情状態及び安全を侵害する可能性がある場合には、撮影や放送の禁止によって被害者のプライバシーとイメージを守るための措置を講じることができるよう保障すべきである。

(g) 法的手続の前後及び手続の間も、女性の原告、証人、被告及び受刑者が脅迫、嫌がらせ及びその他の形態の被害を受けないように保護し、保護策が効果的に機能するように確保するために必要な予算、資源を用意し、指針を定め、監視及び法的枠組みを設ける<sup>7</sup>。

19. 救済措置の提供について、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 女性に対する差別に対し適切で適時の救済策を定めて実施し、女性が利用可能な全ての司法及び準司法救済策を受けられるように確保する。

(b) 救済策が十分で、効果的で、受けた被害に起因することが速やかに認められ、総合的で、被害の重大さに応じたものになるように確保する。救済策には適宜、回復（復権）、補償（金銭、物品又はサービスであれ提供される形を問わない）、及び更生（医療及び精神的ケア並びにその他の社会サービス）を含めるべきである<sup>8</sup>。民事損害賠償と刑事制裁における救済は相互排他的とすべきでない。

(c) あらゆる民事、刑事、行政又はその他の手続において被害に対する適切な補償を決定するための損害賠償額査定に際しては、女性の無報酬の家事作業や介護作業を十分に考慮する。

(d) 女性の人権侵害の責めを負う個人又は主体が賠償金を支払えないか、支払う意志のない状況において女性が十分な賠償を受けられるようにするために、女性に特化した基金を創設する。

(e) 紛争状況又は紛争後の状況における性的暴力事件においては、国際的な人権基準に従って、制度改革を命じ、差別的な法律を廃止し、適正な制

<sup>7</sup> 被害者とその家族の脅迫、報復、度重なる被害からの保護に関する国際的な指針及び最善の慣行に従うべきである。例えば、欧州評議会女性に対する暴力及び家庭内暴力の予防及び対策のための協定の第 56 条参照。

<sup>8</sup> 一般勧告第 28 号のパラグラフ 32 では次のように記載されている。「補償には異なる形態の賠償が含まれなければならない。具体的には、金銭的補償、返還、更生及び復職、公的謝罪、慰霊祭及び再発防止賠償などの名誉回復措置、関連する法律及び慣行の変更、さらに女性の人権を侵害した者に対する裁きなどがある。」

裁措置を定めた法律を制定し、女性団体や市民社会と緊密に協力して、紛争前にあった差別を乗り越えられるようにする賠償措置を決定する<sup>9</sup>。

(f) 真実・正義・和解委員会による公的謝罪、慰霊祭及び再発防止賠償などの裁判外の救済が、紛争中又は紛争後の状況において人権侵害が発生した場合の捜査及び加害者訴追の代替手段として使用されないように確保する。女性に対する性的暴力など、ジェンダーに基づく人権侵害に関する恩赦を認めず、このような暴力の訴追に関する時効を認めない（一般勧告第 30 号「紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性」参照）。

(g) 効果的で適時の救済策を提供し、救済策は女性が経験した様々な種類の侵害に対応したものであると同時に十分な賠償になるように確保し、一般勧告第 30 号に記載されるように、全ての賠償プログラムの設計への女性の参画を確保する<sup>10</sup>。

20. 司法制度の説明責任について、本委員会は締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 司法制度が司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性及び救済措置の有効性の原則に従うよう確保するために、女性の司法へのアクセスを観察し、監視する、効果的で独立した機構を設ける。これには女性の権利に影響を及ぼす決定を行う司法、準司法及び行政機関の自律性、効率性及び透明性の定期的な監査／審査が含まれる。

(b) 司法の専門家による差別的慣行及び行為が確認された場合には、懲罰その他の措置によって効果的に対処されるように確保する。

(c) ソーシャルワーカー、福祉従事者、医療従事者並びに技術専門家を始めとした、司法制度におけるあらゆる業務支援者に関する告発、請願及び提案を受け付ける特定の組織を設置する。

(d) データには以下のものが含まれるべきであるが、これだけに限定する必要はない。

- (i) 司法・準司法機関の数及び地理的分布状況
- (ii) あらゆるレベルの法執行機関及び司法・準司法機関で働く男女の数
- (iii) 男女の弁護士の数及び地理的分布状況（法律扶助による弁護士を含む）
- (iv) 司法、準司法及び行政機関に申し立てられた事案及び告訴の性質及び件数（告訴人の性別ごとに集計）
- (v) 公式及び非公式の司法制度によって処理された事案の性質及び件数（告訴人の性別ごとに集計）
- (vi) 法律扶助及び／又は公的弁護が要求され、受け入れられ、提供された事案の性質及び件数（告訴人の性別ごとに集計）
- (vii) 手続の継続期間とその結果（告訴人の性別ごとに集計）

(e) 女性の司法への完全なアクセスを促進又は制限する慣行、手続及び判例を浮き彫りにするために、あらゆる司法制度について市民団体や学術機関と連携して定性的研究及び批判的ジェンダー分析を実施し、促進する。

<sup>9</sup> 女性及び女兒の救済及び賠償の権利に関するナイロビ宣言参照。

<sup>10</sup> A/HRC/14/22 も参照。



(f) 優先事項を決め、政策、法律及び手続を策定して、司法制度の全ての要素がジェンダーに敏感で、利用しやすく、説明可能なものとなるように確保するために、当該分析の結果を体系的に適用する。

## B. 差別的な法律、手続及び慣行

21. 往々にして、締約国には昔ながらのジェンダー固定観念や規範に基づいた憲法条項、法律、規制、手続、慣習、慣行があり、それゆえに差別的であり、女性に対して本条約に基づく権利の完全な享受を認めていない。したがって本委員会は最終見解として、締約国に対し、自国の法的枠組みを見直して、女性を差別する規定を改正及び／又は廃止することを絶えず呼び掛ける。これは条約第2条に即したものであり、同条では個人であれ、組織であれ、企業であれ、当局及び非国家主体によるあらゆる形態の女性差別を撤廃するために適切な法的及びその他の措置を講じる締約国の義務を記している。

22. それでも女性は、一般勧告第28号のパラグラフ16に定義される直接的及び間接的差別の結果として、司法制度を利用しようとするときに多くの困難に直面する。このような不平等は、法律、規制、手続、慣習及び慣行の差別的内容及び／又は影響において見られるだけでなく、女性の人権侵害に適切に対処するために必要な司法・準司法機関の側の能力や認識の欠如によっても明白に見られる。それゆえに一般勧告第28号において本委員会は、司法機関は条約において具体化されている実質的又は事実上の平等の原則を適用し、国内法、宗教法及び慣習法を含む法律をこの義務に沿って解釈しなければならないと記している。第15条には、法律のあらゆる分野において女性が男性との実質的な平等を享受するように確保する締約国の義務が盛り込まれている。

23. だが本委員会の最終見解及び選択議定書に基づく見解の多くは、手続や証拠に関する差別的な規則、並びに女性の権利侵害の防止、調査、訴追、処罰及び救済措置の提供における適正な注意の欠如が結果として、女性の司法への平等なアクセスを確保する義務の軽視につながっていることを論証するものである。

24. 女兒（該当する場合には女兒及び思春期の女兒を含む）に対しては特に配慮すべきである。なぜなら司法制度を利用するときに固有の障壁に直面するからである。彼女たちは教育、健康及び性と生殖の権利に関する分野において、自らの人生について重大な決断を下す社会的又は法的能力に欠ける場合が多い。彼女たちは強制的に結婚させられる、あるいはその他の有害な慣行に従わされ、様々な形態の暴力を受けることもある。

25. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 女性を直接的又は間接的に差別する、特に女性の司法へのアクセスに関する、既存の法律、手続、規制、法学、慣習及び慣行を廃止し、以下を始めとする司法へのアクセスにとっての差別的な障壁を撤廃する措置を講じることにより、法の前での平等原則が実現されるように確保する。

(i) 女性が訴訟を開始する前に家族又は地域のメンバーに許可を求める義務又は必要性。

(ii) 司法制度に積極的に参加することによって権利のために闘っている女性に対する非難。

(iii) 証人、原告及び被告としての女性に対し、犯罪を証明する、又は救済を求めるための挙証責任を男性よりも重くすることによって差別する補強証拠原則。

- (iv) 女性の証言を除外する、又は下位のものとして扱う手続。
  - (v) 訴訟の準備中、遂行時及び訴訟後の男女平等の条件を確保する措置の欠如。
  - (vi) 女性によって起こされた訴訟においての、事件捜査の組織的失敗につながるような不十分な事案管理及び証拠収集。
  - (vii) ネット上、又はICTや新たなソーシャルメディアの使用を通じて発生する、女性の権利の新たな侵害に関する証拠収集において直面する障害。
- (b) 独立した、安全な、効果的な、利用しやすい、子供に配慮した告発・報告制度を女兒たちが利用できるようにする。当該制度は国際的な規範、特に児童の権利に関する条約に従って設けるべきであり、子どもの権利委員会一般の見解第14号に従って、効果的かつジェンダーに敏感な方法で職務を果たす、適切な訓練を受けた職員を配置し、当該女兒の最善の利益が第一に考えられるようにすべきである。
- (c) 家庭内での紛争や無力化による女兒の疎外化とその結果としての権利の支援不足を避ける措置を講じ、性と生殖に関する健康を含む教育や保健などのサービス、並びに法的支援や司法制度を利用するために親又は配偶者の許可を必要とする規則や慣行を廃止する。
- (d) 司法へのアクセスにとっての障壁となり、結果として差別につながる聖句の解釈や伝統的な規範から女性と女兒を守る。

### C. 司法制度における固定観念化とジェンダー差別及び能力構築の重要性

26. 司法制度における固定観念化とジェンダー差別は、女性による人権の完全な享受に対して広範囲にわたる影響をもたらす。法律のあらゆる分野において女性の司法へのアクセスを妨げ、暴力の被害者や生存者である女性に対して特に悪影響を及ぼす可能性がある。固定観念化は認識をゆがめ、関連する事実よりも先入観による信念や誤った通念に基づいた決定に至る。往々にして裁判官は、女性にとって適切な行動と考えるものについて硬直した基準を採用し、こうした固定観念に従わない者を処罰する。固定観念化はまた、当事者及び証人としての女性の発言、主張、証言に対して与えられる信頼性にも影響する。このような固定観念化は裁判官に法律を誤って解釈させたり、適用させる可能性がある。これは広範囲にわたる影響をもたらす。例えば刑事法においては、加害者が女性の権利侵害に対して法的責任を負わされない結果となり、それによって不処罰の風潮が支持される。法律のあらゆる分野において、固定観念化は司法制度の公平性と完全性を損ない、その結果、告訴人の再度の被害を含め、誤審につながる可能性がある。

27. 固定観念を当てはめ、強化し、永続させる司法制度の行為者は裁判官、治安判事、裁定人だけではない。検察官、法執行官及びその他の行為者も往々にして、固定観念が捜査や裁判に影響を及ぼしている。特にジェンダーに基づく暴力事件においては固定観念が被害者の主張を崩すと同時に、被疑者の抗弁に裏付けを与える。したがって固定観念化は捜査及び裁判両方の段階に浸透し、終局判決を方向付ける可能性がある。

28. 女性は誤った通念や固定観念のない司法制度、そしてその公平性が偏った思い込みによって損なわれることのない裁判に頼ることができるべきである。司法制度における固定観念化の排除は被害者に対して平等と正義を保障するための極めて重要なステップである。

29. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) ジェンダー固定観念化を排除し、司法制度のあらゆる側面にジェンダー視点を取り入れるために、全ての司法関係者及び法学生向けの意識向上及び能力構築プログラムを始めとする措置を講じる。

(b) 女性に対する暴力事件及び家族問題において潜在的に重要な役割を果たすその他の専門家、特に医療提供者やソーシャルワーカーを意識向上及び能力構築プログラムに参加させる。

(c) 能力構築プログラムでは特に以下の問題に取り組むよう確保する。

(i) 当事者及び証人としての女性の発言、主張及び証言に対する信頼性や重みの問題。

(ii) 裁判官や検察官が往々にして女性にとって適切な行動と考えるものについてもっている硬直的な基準。

(d) 司法制度における固定観念化とジェンダー差別の悪影響及び暴力の被害者である女性のために司法結果を改善する必要性についての対話促進を検討する。

(e) 固定観念化とジェンダー差別の悪影響についての意識を向上させ、司法制度、特にジェンダーに基づく暴力事件における固定観念化とジェンダー差別に取り組む運動を奨励する。

(f) 裁判官、検察官、弁護士及び法執行官向けに、本条約や本委員会の法学を始めとした人権に関する国際的な法的手段の適用、並びに女性に対する差別を禁じる法律の適用に関する能力構築プログラムを実施する。

## D. 固定観念化の影響についての教育及び意識向上

30. 市民社会、メディア及び ICT の利用による、ジェンダー視点からの教育と社会認識の向上は、司法へのアクセスに影響を及ぼす様々な形態の差別や固定観念化を打開し、全ての女性に対して司法の有効性と効率を保障するためには必須である。

31. 条約第 5 条 (a) では、締約国は、両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃のため、社会的及び文化的な行動様式を修正するための全ての適当な措置をとらなければならないと定めている。一般勧告第 28 号において本委員会は、ジェンダーに基づくあらゆる形態の差別が非難され、排除されるように確保するために、条約の全ての規定を合わせて読まなければならないと強調した<sup>11</sup>。

### 1. ジェンダーの視点から見る教育

32. 自身の人権を意識していない女性は当該権利の実現を求めて主張をすることができない。本委員会は、特に締約国から提出された定期報告書の検討時に、女性が教育、情報及び法識字プログラムを平等に享受できるように保障されていない場合が多いことに注目した。さらにまた、女性の人権に対する男性側の認識も、非差別と平等の保障、特に女性の司法へのアクセスの保障にとって不可欠である。

33. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

<sup>11</sup> パラグラフ 7 では、条約第 2 条は第 3、4、5 及び 24 条と併読し、また第 1 条に規定された差別に関する定義を踏まえるべきであるとしている。

(a) 市民団体、学術機関及びメディアを参加させ、ジェンダーに関する助言者の数を増やすことも含め、ジェンダーに関する専門知識を養う。

(b) 女性にその人権と司法へのアクセスのための方法が用意されていることを知らせるために多様な形式の資料を広く配布し、司法制度との接点になる支援、法律扶助及び社会サービスを利用する資格があることを女性に知らせる。

(c) 教育のあらゆるレベルの教科に、女性の司法へのアクセスの重要な役割と擁護者及び利害関係者としての男性や少年の役割を強調した、法識字プログラムを始めとする女性の権利及びジェンダー平等に関する教育プログラムを組み入れる。

## 2. 市民社会、メディア及び情報通信技術による意識向上

34. 市民社会、メディア及び ICT は、ジェンダー固定観念の強化及び再生の両方において、またこれを打開するときにも重要な役割を果たす。

35. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 女性の司法へのアクセスの権利と関連する女性についての文化的固定観念を取り除き、メディア及び ICT が果たすことのできる役割を、家庭内暴力、強姦及びその他の形の性的暴力を始めとする、ジェンダーに基づく差別や暴力に関する難しい文化的固定観念に対して特に注意を払いつつ、強調する。

(b) 地域社会や市民団体と緊密に連携して、女性の司法へのアクセスの権利についてメディアや人々の間で意識を高める措置を策定して実施する。このような措置は多面的なもので、女兒や女性、また少年や男性も対象とすべきであり、文化的・社会的固定観念を転換する ICT の妥当性及び可能性を考慮に入れるべきである。

(c) メディア機関や ICT 関係の従事者を支援し、女性の人権全般について、特に司法へのアクセスという文脈の中での継続的な公開討論に彼らを参加させる。

(d) 女性が正義を求めることが、更なる差別及び／又は非難の理由としてではなく、むしろ正当かつ容認できるものとみなされる文化的・社会的環境を促進するための方策を講じる。

## E. 法律扶助及び公的弁護

36. 司法制度が女性にとって経済的に利用しやすいものになるように保障するための決定的要素は、法律のあらゆる分野における無償又は廉価な法的扶助、助言、司法及び準司法手続における代理の提供である。

37. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 利用しやすく、持続可能で、女性のニーズに応じた法律扶助及び公的弁護を制度化し、当該サービスが司法又は準司法手続（裁判外紛争解決及び修復的司法手続を含む）の全段階で適時に、継続的に、効果的に提供されるように確保し、法律扶助及び公的弁護提供者が証人陳述書を始めとする全ての関係資料及びその他の情報を制限なく利用できるように確保する。

(b) 法律扶助及び公的弁護提供者は適格であり、ジェンダーに敏感で、守秘義務を尊重し、依頼人を弁護するための十分な時間を与えられるように確保する。

(c) 当該プログラムを促進するためにICTを効果的に利用して、法律扶助及び公的弁護サービスの存在、並びにサービスを受けるための条件についての、女性向けの情報提供及び意識向上プログラムを実施する。

(d) 適格な民間の法律扶助提供者と提携し、かつ／又はパラリーガルを教育して、司法及び準司法手続並びに伝統的司法制度を適切に利用するための情報や支援を女性に提供する。

(e) 家庭争議事案において、又は女性が家庭の収入を平等に得られない場合、法律扶助及び公的弁護サービスの利用資格を判断するための収入調査は女性の実質所得又は可処分資産に基づいて行うべきである<sup>12</sup>。

## F. 資源

38. 司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、救済措置の提供及び説明責任を確保するには、高度の技能をもつ人的資源が十分な技術的資源及び財源とともに必須である。

39. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 専門的な司法・準司法・行政機関、裁判外紛争解決機構、国内人権機関及び行政監察官事務所を始めとする、司法制度のあらゆる部分に十分な財政支援と技術支援を提供し、高度の技能をもつ人的資源を割り当てる。

(b) 国内資源が限られている場合には国連の専門機関、国際社会、市民社会など、外部の支援を求める一方で、司法制度の持続可能性を確保するために中長期的に十分な国家資源が割り当てられるように確保する。

## III. 具体的法律分野に関する勧告

40. 世界各国の機関や司法体制の多様性を考えると、国によって該当する法律の分野が異なる場合もある。例えば差別についての定義が憲法に盛り込まれている場合もあれば、そうでない場合もあり、保護命令が家族法及び刑事法の下で定められている場合もあれば、いずれか一方で定められている場合もあり、庇護や難民の問題が行政裁判所で扱われる場合もあれば、準司法機関で扱われる場合もある。この点を踏まえて締約国は以下について検討されたい。

### A. 憲法

41. 本委員会は、男女の実質的平等に関して憲法による保障を定め、本条約を含む国際的な人権法を自国内の法秩序に組み入れている締約国は現実に、司法へのアクセスにおいてジェンダー平等を確保するための条件が整っていることに注目している。条約第2条(a)及び15条に基づいて、締約国は、権限のある自国の裁判所その他の公の機関の設置を通じてなど、男女の平等の原則を自国の憲法その他の適当な法令に定め、公私全ての分野、並びに法律の全ての分野において同原則の実現を確保するための措置をとらなければならない。

42. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

<sup>12</sup> 刑事司法制度における法律扶助利用に関する国連原則及びガイドラインのガイドライン1 (f): 「収入調査において家族の世帯収入に基づいて計算されるのであるが、個々の家族が互いに対立しているか、家庭の収入を平等に得られない場合、法律扶助を申請する人の所得だけが収入調査のために使用される。」

(a) 形式的及び実質的平等のための、また社会生活と個人生活における非差別のための明確な憲法上の保護を定める。これには個人の地位、家族、婚姻及び相続法についての全ての問題に関する、法律のあらゆる分野にまたがるものが含まれる。

(b) 国際法の規定が直接適用されない場合、女性の司法へのアクセスを効果的に保障するために自国の憲法及び法的枠組に国際的な人権法を完全に組み入れる。

(c) 司法審査の利用可能性及び利用しやすさを確保するために必要な体制、並びに実質的なジェンダー平等の権利を含め、全ての基本的権利の実現を監視するためのモニタリング機構を構築する。

## B. 民法

43. 地域社会によっては、女性は親族の男性の支援なしには司法制度を利用できず、社会規範が家庭の外で自主性を発揮する彼女たちの能力を妨げているところもある。条約第 15 条では、男女は法の前に平等とし、締約国は女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与え、また、この能力を行使する同一の機会を与えなければならないと定めている。女性が利用できるべき民法手続及び救済には、契約、民間の雇用、人身傷害、消費者保護、相続、土地及び財産権の分野のものが含まれる。

44. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 女性が訴訟を開始する前に司法ないし行政当局又は家族に許可を求めること、あるいは身元又は財産所有権に関する文書を提出することを義務付けるなど、民事訴訟手続を利用するときのジェンダーに基づく全ての障壁を排除する。

(b) 条約第 15 条 (3) に定められる、女子の法的能力を制限するような法的効果を有する全ての契約及び他の全ての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とする、という規定を実施する。

(c) 女性が契約及びその他の私法上の契約を締結する自由が強化されるように確保するための積極的な措置をとる。

## C. 家族法

45. 家族内の不平等がその他のあらゆる点での女性差別の根底にあり、往々にして、価値体系、伝統、文化の名の下に正当化される。本委員会は、家族法及びその適用方法は条約第 2 条、15 条及び 16 条に記される平等の原則に従わなければならないことを繰り返し強調してきた<sup>13</sup>。

46. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 条約及び本委員会の一般勧告に従った、宗教又は民族性あるいは宗教団体又は民族社会に関係なく配偶者又はパートナー間の平等な司法へのアクセスを定めた、成文化された家族法規又は身分法を採用する<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 特に条約第 16 条に関する一般勧告第 29 号（婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響）参照。

(b) 同じ制度的枠組みの中で、財産分与、土地権、相続、婚姻の解消、親権などの問題を扱う、ジェンダーに敏感な家族司法又は準司法機構の構築を検討する。

(c) 統一された家族法規がなく、民法、固有法、宗教法、慣習法体系など様々な家族法体系が存在するような状況においては、関係のあらゆる段階において適用される家族法についての個人の選択を身分法で定めるように確保する。国家の裁判所は、この点に関する他の全ての機関による決定を検証すべきである。

## D. 刑法

47. 刑法は、女性が平等を基礎に、司法へのアクセスの権利を始めとする人権を行使できるように確保する上で特に重要である。締約国は条約第2条及び15条に基づいて、女性が刑法を通じて提供される保護や救済を受けることができ、犯罪行為の被害者としても、加害者としても、こうした体制の中で差別にさらされることのないように確保する義務がある。刑法及び／又は刑事訴訟法の中には次のような形で女性を差別しているものがある。

(a) 男性であれば犯罪とされないか、厳しく処罰されることのない行動様式を犯罪とみなす。

(b) 中絶など、女性でなければできない行動様式を犯罪とみなす。

(c) 女性に偏って、又は女性だけに影響する犯罪を犯罪とみなさないために、又は当該犯罪を防止し、救済するために相当な注意をもって行動しない。

(d) 軽犯罪及び／又は当該事案において保釈金を支払えないことで女性を投獄する。

48. 本委員会は、ジェンダーに敏感な、拘留に代わる非拘禁措置の欠如、拘留女性の固有のニーズを満たしていないこと、またジェンダーに敏感な監視及び独立検証制度の不在のせいで、女性は刑事事件において差別を受けている事実も強調した<sup>14</sup>。刑事司法制度による女性の二次被害は彼女たちの司法へのアクセスに影響をもたらす。逮捕、尋問、拘留において精神的・身体的虐待及び脅迫を受けやすいからである。

49. 女性はまた、その状況や身分のために不相応に犯罪者として扱われる。例えば売春に関与している、移民である、姦通の罪に問われた、レズビアン、バイセクシャル又はトランスジェンダーの女性若しくはインターセックスとしてのアイデンティティ、中絶手術を受けた、あるいは差別に直面するその他の集団に属しているなどである。

50. 本委員会は、多くの国々において、犯罪捜査の要件に対処可能な熟練した警官並びに法務及び法医学職員が危機的に不足していることに注目する。

51. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 国家であれ非国家主体によるものであるかを問わず、女性に対する全ての犯罪について相当な注意をもって防止し、捜査し、処罰し、補償を行う。

(b) 時効が被害者の利益にかなったものとなるように確保する。

<sup>14</sup> 個人通報 No. 23/2009、*Abramova v. Belarus* (見解採択 2011 年 7 月 25 日)。総会決議 65/229 で採択された、女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則 (バンコク・ルール) も参照。

(c) 法執行当局や司法当局とのやりとりにおいて女性を二次被害から保護するための効果的な措置を講じ、法執行、刑罰及び訴追制度の中での専門的なジェンダー部門の設置を検討する。

(d) 女性が自身の権利を主張し、被害に遭った犯罪を通報し、刑事司法過程に積極的に参加することを奨励する支持的環境をつくるための適切な措置を講じ、司法制度を頼ろうとする女性への報復を防ぐための措置を講じる。女性団体や市民団体と相談して、こうした分野での法律、政策及びプログラムの策定を目指すべきである。

(e) 女性をインターネット犯罪や軽罪から保護するための措置を講じる（法律の採択を含む）。

(f) 人身売買や組織犯罪事案において、司法当局との協力の下に女性への支援提供（在留許可を含む）に条件を付けることを差し控える<sup>15</sup>。

(g) 尋問、証拠収集その他捜査に関する手続を始めとして、全ての法的手続において不名誉となること（暴力事件における二次被害を含む）を避けるための、内密かつジェンダーに敏感な手法を用いる。

(h) 特に女性に対する暴力事件に関して、証拠規則とその実施状況を見直し、刑事訴訟における被害者と被告の公正な裁判を受ける権利に正当に配慮した措置をとり、証拠要件が過度に制限的、硬直的とならないようにし、またジェンダー固定観念による影響を受けないようにする。

(i) 家庭内暴力に対する刑事司法対応を改善する。緊急通報内容の記録、器物損壊や暴行形跡の証拠写真撮影、医師又はソーシャルワーカーからの報告書の検討などがあり、これにより証人がいなくても、暴力が被害者の身体的・精神的健康及び社会的幸福にどれだけ重大な影響を及ぼすかを証明することができる。

(j) 女性が保護命令を申請した際に不当に遅らされることがなく、暴力を伴う事件を含め、刑法の対象となるジェンダーに基づく差別事件全てが適時に公平な方法で聴取されることを保障する手段を講じる。

(k) 女性に対する暴力事件における法医学的証拠の収集及び保存のための、警官及び医療提供者向け手順を策定し、犯罪捜査を適切に実施するために十分な数の警官並びに法務及び法医学職員を養成する。

(l) 差別的な犯罪化を撤廃し、全ての刑事訴訟について女性を直接又は間接的に差別しないようにするために検証し、監視する。男性であれば犯罪とされないか、厳しく処罰されることのない行動様式を犯罪とみなさない。中絶など、女性でなければできない行動様式を犯罪とみなさない。加害者が国家であっても非国家主体であるかを問わず、女性に偏って、又は女性だけに影響する犯罪を防止し、救済するために相当な注意をもって行動する。

(m) 量刑手続を注意深く監視し、所定の犯罪及び軽犯罪に対して定められている刑罰並びに仮釈放及び早期拘留解除の資格決定における、女性に対する差別を撤廃する。

(n) 拘留場所を監視し、女性受刑者の状況に特別な注意を払い、拘留女性の処遇に関する国際的な指針及び基準を適用する体制が整うように確保する<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> 人権と人身取引について推奨される原則とガイドライン (*Recommended Principles and Guidelines on Human Rights and Human Trafficking*) (国際連合パブリケーション、セールス・ナンバー-E.10.XIV.1) 参照。

<sup>16</sup> バンコク・ルール並びに経済社会理事会決議 2005/20 で採択された、子供の犯罪被害者及び



(o) それぞれの拘留場所の女性の数、彼女たちの拘留理由及び期間、妊娠中であるか、乳児又は子供と一緒にいるかどうか、法務・保健・社会サービスの利用、並びに再審理手続、非拘禁措置及び訓練機会に対する資格とその利用に関する正確なデータと統計をとる。

(p) 予防拘禁は最後の手段として利用し、できる限り短期間とし、軽犯罪による、また当該事案において保釈金を支払えないことによる、予防拘禁又は審理後拘禁を避ける。

## E. 行政・社会・労働法

52. 条約第 2 条及び 15 条に従って、行政・社会・労働法に基づく司法及び準司法上の制度や救済の利用可能性と利用しやすさが、女性に対して平等を基礎に保障されるべきである。行政・社会・労働法の範囲に該当する傾向にあり、女性にとって特に重要な分野として、医療サービス、社会保障給付制度、均等報酬、雇用及び昇進の機会平等を始めとする労使関係、公務員の報酬平等、住宅及び土地区画、助成金、補助金及び奨学金、補償基金、インターネット資源及び政策の管理、並びに移住及び庇護がある<sup>17</sup>。

53. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 行政機関による全ての決定において、国際基準に従って実施される独立した審査が行われるように確保する。

(b) 申請を却下する決定には理由が付され、申立人が決定に対して管轄機関に上訴でき、更なる司法審査を待つ間、従前の行政決定の実施が保留されるように確保する。これは庇護及び移住に関する法律の分野においては特に重要であり、上訴人は上訴審が開かれる機会を得る前に本国送還される場合がある。

(c) 行政拘禁は例外的にのみ、最後の手段として、限られた期間で、個別事例において必要かつ妥当である場合に、正当な目的にふさわしいものを、国内法及び国際基準に従って利用する。女性が拘禁の合法性に異議を唱えられるようにするために、効果的な法律扶助及び手続を含む、適切なあらゆる措置が講じられるように確保する。被拘禁者の立会いの下での当該拘禁に関する定期的な審査を確保する。自由を奪われた女性の権利保護のために、行政拘禁の条件が関係国際基準に従っているように確保する。

## IV. 特定機構に関する勧告

### A. 専門的司法／準司法制度及び国際／地域司法制度

証人に関する問題における司法ガイドラインも参照。

<sup>17</sup> 一般勧告第 32 号「女性の難民としての地位、庇護、国籍及び無国籍状態についてのジェンダーに関する側面 (gender-related dimensions of refugee status, asylum, nationality and statelessness of women)」参照。

54. その他の専門的司法／準司法機構<sup>18</sup>として、労働<sup>19</sup>、土地返還、選挙及び軍事裁判所、監察局及び行政機関<sup>20</sup>などがあるが、これらも独立性、公平性及び効率性の国際基準、並びに条約第2条、5条(a)及び15条を含む、国際人権法の規定に従う義務を有している。

55. 移行期及び紛争後の状況は、司法へのアクセスの権利を主張しようとする女性が直面する困難を増大させる可能性がある。一般勧告第30号において本委員会は、このような状況における女性のための司法へのアクセスに関連する締約国の具体的義務を強調した。

56. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) あらゆる専門的司法及び準司法機構を女性が利用できるようにし、かつ利用しやすくし、普通の裁判所と同じ要件の下で権限が行使されるように確保する、適切なあらゆる手段を講じる。

(b) 専門的司法及び準司法機構の決定について独立した監視と審査を行う。

(c) これらの専門的司法及び準司法機構のあらゆるレベルでの女性の平等な参加を促進し、保障するためのプログラム、政策及び戦略を整備する。

(d) 移行期の司法制度に対して包括的、包摂的及び参加型のアプローチを取り、一般勧告第30号のパラグラフ81に規定されている、移行期及び紛争後の状況における女性の司法へのアクセスに関する勧告を実施する。

(e) 女性の権利に関する国際文書及び国際／地域司法制度による決定の国内実施を確保し、国際法の実施のための監視体制を設ける。

## B. 裁判外紛争解決手続

57. 多くの法域において、紛争の調停、和解、仲裁、協力的解決のための、また解決促進（ファシリテーション）や利害に基づく交渉のための強制的又は任意の制度が採用されている。これは特に、家族法、家庭内暴力、少年司法及び労働法の分野で利用される。裁判外紛争解決手続はインフォーマル・ジャスティスと呼ばれることもあり、正式な訴訟手続とつながっているが、裁判所の外で行われる。非公式の裁判外紛争解決手続には非公式の先住民裁判所や首長による裁判外紛争解決も含まれ、首長や地域社会のその他の指導者が離婚、親権、土地に関する争いを始めとする個人間の紛争を解決する。このような手続は柔軟性が高くなり、正義を求める女性にとって費用も時間も少なくすむかもしれないが、家父長制の価値観に基づいて進められることが多いため、更なる権利侵害や加害者の免責につながる場合もあり、そのため女性が司法審査や救済を受けることに負の影響をもたらす。

58. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 女性に対し、調停、和解、仲裁及び協力的紛争解決を利用する権利について知らせる。

<sup>18</sup> 国によって一般的司法制度が適用されるところもあれば、専門的司法制度が適用されるところもある。

<sup>19</sup> 女性の司法へのアクセスについては、国際労働機関条約の関係条約として、1947年の労働監督条約（第81号）、1949年の移民労働者条約（改正）（第97号）、1969年の労働監督（農業）条約（第129号）、1989年の先住民族及び種族民条約（第169号）、2011年の家事労働者条約（第189号）などがある。

<sup>20</sup> 軍事法廷を通じての司法の運営に関する原則案参照（E/CN.4/2006/58参照）。

(b) 裁判外紛争解決手続によって女性が法律のあらゆる分野において司法その他の救済を受けることが制限されず、更なる権利侵害につながらないことを保障する。

(c) 家庭内暴力を含む、女性に対する暴力事件は、いかなる状況であっても裁判外紛争解決手続にかけられないように確保する。

## C. 国内人権機関及び行政監察官事務所

59. 国内人権機関や行政監察官事務所の整備により、女性が司法制度を利用する可能性をさらに広げることができる。

60. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 以下のための措置を講じること。

(i) 人権の促進と擁護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に従って、独立した国内人権機関の設置及び持続可能な運営のために十分な資源を提供する。

(ii) 当該機関の構成及び活動がジェンダーに敏感なものであるように確保する。

(b) 女性の人権に関する申立を検討するための広範囲にわたる使命と権限を国内人権機関に付与する。

(c) 行政監察官事務所や国内人権機関での個人の申立手続を女性が平等を基礎に容易に利用できるようにし、女性が様々な形態の差別や交差的な差別に関係する申立ができるようにする。

(d) 国内人権機関及び行政監察官事務所に十分な資源を提供し、調査の実施を支援する。

## D. 多元的司法制度

61. 本委員会は、所定の締約国内では国家の法律、規制、手続及び決定が、宗教的、慣習的、固有の、又は共同体の法律や慣行と共存できる場合もあることに注目する。その結果、多元的司法制度が存在する。したがって、国家の法秩序の一環として正式に認められているものもあれば、明確な法的根拠なしに作用するものもある、複数の法源が存在する。締約国は条約第2条、5条(a)及び15条、並びにその他の国際的な人権条約に基づいて、女性の権利が平等に尊重され、女性が多元的司法制度を構成するあらゆるものによる人権侵害から保護されるように確保する義務を有する<sup>21</sup>。

62. 多元的司法制度は、その存在自体が差別的な社会規範を存続させ、強化するという形で女性の司法へのアクセスを制限しうる。多くの状況において、多元的司法制度の中で司法へのアクセス経路が複数あるにもかかわらず、女性は法廷選択の権利を効果的に行使できない。本委員会は、慣習、宗教又は共同体規範に基づく家族法及び／又は属人法制度が民法制度と共存している一部の締約国において、個々の女性が両方の制度についてそれほど詳しくないか、適用される制度を自由に決定できないことに注目した。

63. 本委員会は、法の抵触を最小限にとどめて女性の司法へのアクセスを保障するために、多元的司法制度に組み込まれている慣行を条約と調和させるこ

<sup>21</sup> 特に一般勧告第29号参照。

とのできる一連のモデルに注目した。既存の複数の司法制度の関係を明確に規定する法律の採用、国家的な検証機構の構築、宗教的、慣習的、固有の、共同体その他の制度を正式に認めて成文化することなどである。複数の司法制度が一体となって機能し、女性の権利保護を強化することのできる方法を検討するために、締約国と非国家的主体による共同作業が必要になるだろう<sup>22</sup>。

64. 本委員会は締約国に対し、非国家的主体と協力して以下のことを行うよう勧告する。

(a) 宗教的、慣習的、固有の、及び共同体の司法制度の規範、手続及び慣行を条約に記される人権基準及びその他の国際的な人権条約と調和させるために、条約並びに女性の権利に関する能力構築及び研修プログラムを始めとした、司法制度の関係者向けの措置を直ちに講じる。

(b) 紛争の潜在的可能性を減らすために、多元的司法制度における諸制度の関係を規定する法律を制定する。

(c) 集落の法廷や伝統的な法廷に特に注意を払い、多元的司法制度を構成するあらゆるものの作用について国家の裁判所又は行政機関による検証を可能にすることにより、女性の人権侵害に対する保護策を整える。

(d) 適用法や審理を受けたい法廷に関して女性が正確かつ十分な情報に基づいた選択ができるように確保する。

(e) 支援を提供するのに適格な地元の支援職員を手配することにより、女性向けの法律扶助サービスを確保して、女性が複数の様々な司法制度において権利を主張できるようにする。

(f) 多元的司法制度を監視し、評価し、その運用について報告するために設置された機関のあらゆるレベルでの女性の平等参加を確保する。

(g) 情報共有手順の整備などにより、多元的司法制度間の建設的な対話を育み、その関係を正式なものにする。

## V. 条約に対する留保の撤回

65. 多くの国々が以下に対して留保している。

(a) 第 2 条 (c)。締約国は、女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保することを約束するとしている。

(b) 第 5 条 (a)。締約国は、両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正するための全ての適当な措置をとるとしている。

(c) 第 15 条。締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与え、そして締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続の全ての段階において女子を男子と平等に取り扱うとしている。

<sup>22</sup> 国際開発法機構、*司法へのアクセス：女性のエンパワーメントに関するモデル、戦略、ベストプラクティス (Accessing Justice: Models, Strategies and Best Practices on Women's Empowerment)* (ローマ、2013年)。

(d) 第 16 条。締約国は、婚姻及び家族関係に係る全ての事項について女子に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとるものとするとしている。

66. 女性の司法へのアクセスの根本的な重要性を鑑みて、本委員会は締約国に対し、条約、特に第 2 条 (c)、5 条 (a)、15 条及び 16 条に対する留保を撤回することを勧告する。

## VI. 条約の選択議定書の批准

67. 条約の選択議定書は、女性が条約に定められる権利の侵害に関して告発できるようにし、本委員会が条約に定められる権利の重大な又は組織的な侵害申立について調査ができるようにし、それによって女性の司法へのアクセスの権利を強化する、更なる国際的な法律の仕組みを設けるものである。選択議定書に基づいて出された個人通報に関する決定を通じて、本委員会は、女性に対する暴力<sup>23</sup>、拘留女性<sup>24</sup>、健康<sup>25</sup>及び雇用<sup>26</sup>に関するものを含め、女性の司法へのアクセスに関する注目すべき判例を提出した。

68. 本委員会は締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 選択議定書を批准する。

(b) 選択議定書を通じて女性の司法へのアクセスを促進するために利用できる手続について、女性や市民団体、諸機関に情報を提供するために、様々な言語及び形式での支援・教育プログラム、資料及び活動の考案と普及を行い、これを奨励する。

<sup>23</sup> 個人通報 No. 19/2008、*Kell v. Canada* (見解採択 2012 年 2 月 28 日)、個人通報 No. 20/2008、*V.K. v. Bulgaria* (見解採択 2011 年 7 月 25 日)、個人通報 No. 18/2008、*Vertido v. the Philippines* (見解採択 2010 年 7 月 16 日)、個人通報 No. 6/2005、*Yildirim v. Austria* (見解採択 2007 年 8 月 6 日)、個人通報 No. 5/2005、*Goekce v. Austria* (見解採択 2007 年 8 月 6 日) 及び個人通報 No. 2/2003、*A.T. v. Hungary* (見解採択 2005 年 1 月 26 日) 参照。

<sup>24</sup> 個人通報 No. 23/2009、*Abramova v. Belarus* (見解採択 2011 年 7 月 25 日) 参照。

<sup>25</sup> 個人通報 No. 17/2008、*Teixeira v. Brazil* (見解採択 2011 年 7 月 25 日) 参照。

<sup>26</sup> 個人通報 No. 28/2010、*R.K.B. v. Turkey* (見解採択 2012 年 2 月 24 日) 参照。